正　本

（次回期日　８月１１日）

平成２２年（モ）第４号　仮処分異議申立事件

債権者　久木野憲司

債務者　長崎県公立大学法人長崎県立大学

第２準備書面

平成２２年８月１１日

長崎地方裁判所　御中

債権者訴訟代理人弁護士　　木佐　茂男[redacted]

同　　北爪　宏明[redacted]

記

第１　調査委員会関係

１　第９回調査委員会議事録（乙９）について

債務者は、「恋意的に割愛したことはなく，乙９の第９回調査委員会議事録の記録媒体には，当該事情聴取を行う予定の本学応接室に債権者が代理人を伴

って入室してから，事情聴取が終了するまでの間の議事録に記載された内容しか記録されていない。」と主張するが、そうであるなら債権者から指摘される度に小出しに隠していた部分を開示するのではなく、記録媒体自体を裁判所に提出すればよい。それを拒んでいるのは債権者の指摘する部分がなお隠蔽されているからである。債権者は、「あのー」「えー」などという意味のない部分を明らかにするよう求めているのではない。乙９には、①債権者が予め調査委員会に対して何を調査するのかについて知らせてほしい旨を伝えていたのに、大学側が対応しなかったことに関するやり取り、②債権者の授業回数が妥当であった事情を学部長が発言している部分、③調査委員会の時間が１時間以上経過して結構な時間を掛けているとの認識を示している[redacted]委員長の発言、④債権者が金子知事から事業を失敗してもらっては困ると告げられていたことを説明した発言、などが恣意的に割愛されていることから、これらに関する発言を明らかにして調査委員会の実態を暴くために録音媒体の提出を求めているのである。編集が加えられていない調査委員会の録音媒体を確認すれば、当該調査委員会なるものが債務者の説明する実態とはかけ離れたものであったことが明らかとなる。再度、編集されていない録音媒体の提出を求める。提出なき場合には、上記割愛された重要なやりとりの存在を債務者が自認したことの証左となる。

2　調査委員会の不存在について

調査委員会の開催を証明する書類が不存在であるとの事実は調査委員会の開催自体を疑うしかない事情であるが、加えて、債務者大学内における過去全ての委員会の開催の通知がメールで行われてきた（疎甲１６３～１９１）という事実も調査委員会の非開催を疑わせる事情である。もちろん事前の委員長と事務局担当者との打ち合わせなどは電話と口頭で行われるし、緊急の場合は欠席者があることを承知で電話と口頭で連絡がつく委員にだけ出欠を打診して

開催される委員会も例外的にあったことは否定しない。しかし、乙２２及び債権者が提出している疎甲１９２～１９４における電話や電子メールのやりとり等の記録の子細さ、詳細さと比較して、本件懲戒処分のための調査委員会の職務の重大性に鑑みれば、その開催通知を記録に残る形で行わないということは、あり得ないことである。

債務者は、全１０回の調査委員会の全てを調査委員会委員である理系教員に口頭または電話によって開催通知を行ったと主張しているが、全く不自然である。実験室（電話を受ける研究室ではない）での実験、授業や研究指導、学会出張や社会貢献などのためにほとんどの時間を事務机から離れた業務に費やしている理系の教員に対して、あえて本人との連絡を取ることが難しい口頭または電話による連絡方法を選択することは現実の理系教員の大学生活では考えられない。しかも、全回にわたってとなると、これはもう破れかぶれの主張である。それでも、なお、口頭または電話によって通知したというのであれば、その具体的内容を証拠上明らかにされたい。

3(1) 債務者は、「９月１日には債権者の非違行為についてほぼ全容を把握していた。」 と主張している。もし、その主張が正しいとするならば、なぜ、９月１日の調査委員会の場で、懲戒処分の理由とされた債権者の勤務の振替申請無届けの事実について誰からも一言も確認の質問がなかったのであろうか。恣意的な編集が加えられている乙９の第９回調査委員会議事録を見ただけでも「このような事態を反映するように委員会及び評議会での債権者と委員会委員や評議会委員のやりとりは，本件処分にかかる事実ではなく，それ以外の周辺的な事実のやりとりに止っており本件規程の前記趣旨に反する事態となっている。」と本件の原決定で指摘されている。

(2) また、債務者は「第８回までの調査委員会では，このような資料に基づく調査や検討，対応協議等を行った」と主張しているのも関わらず、その調査

委員会の議事を記録した書類は一切無いとも主張し、また、この調査委員会で議論の材料とされなければならないこの時点までに債務者が有していた調査資料は一切開示しようとしない。９月１日の時点までに、どのような資料に基づいて、調査や検討、対応協議が行われたのか、この点が本件懲戒処分では最も明らかにされなければならない重要な点である。９月１日の時点で「債権者の非違行為についてほぼ全容を把握していた。」と債務者は主張するが、９月１日の時点までに入手し得た資料はどのようなものであったのか、そして、それら資料によって明らかとなった債権者の非違行為とは何であったのか、債務者はこの点を避けることなく明らかにしなければならない。

(3) 平成２１年９月１日の第９回調査委員会において調査委員会委員がほとんど発言しなかった事実と、発言しても雑談程度の内容に終始する様子から、債権者は自身と同じようにほとんどの委員は一体何を調査する委員会なのかが理解できていないということが合理的に推認できる。事実、調査委員会の場でも懲戒処分の理由となった勤務の振替申請が不備であったことについては委員長も含めて誰一人として発言していないし、それどころか何を確かめるでもなく終始雑談で終わっていたことは恣意的な編集がなされている乙９の第９回調査委員会議事録なるものにおいてすら明らかであり、債務者が当日の録音媒体を提出するならば、疑問の余地もなくこのような状況が明らかになるのである。

(4) 債務者は、平成２１年３月１３日から８月３０日までの間に８回の調査委員会を開催し、「収集資料の内容確認、対応協議」を行ったと主張するが、９月１７日の長崎県議会議事録（疎甲１１７）でも明らかなように、懲戒処分の根拠と債務者が考えた資料などは第８回調査委員会の時点まで何ら入手できていなかったことを自白している。

しかるに、債務者が平成２２年２月になってようやく提出してきた調査委員会の報告書内の表では第８回までの調査委員会は一括りに「収集資料の内

容確認、対応協議」の文字が入っている。第８回までの調査委員会が調査委員会の体をなす集まりであったのか、雑談であったのか、集まりすら無かったのか、を判断するためには、長崎県議会において懲戒の根拠資料が入手されたと債務者が説明した８月下旬以前の時点において、債務者大学が入手した調査資料を明らかにする必要がある。第８回までの調査が実体を伴ったものであったと債務者が主張するのであれば、少なくとも委員会が招集されて協議するに足る調査資料がその時点に無ければ委員会としての活動が成立していしないのであるから、この時点までに入手した資料を被告は明らかにしなければならない。速やかに平成２１年８月時点までに債務者が入手し得た調査資料すべての原本（あるいはその写し）を提出するよう求める。加えて、現在に至るもなお債務者が提出を拒んでいる債権者の懲戒処分の根拠となった資料の原本（あるいはその写し）、および本件懲戒処分の根拠規定と調査委員会が採用した懲戒の基準、を速やかに明らかにすることを求める。

4　調査委員長と県財団インキュベーションマネージャーとの面談について

債務者は「調査委員長が長崎県産業振興財団のインキュベーションマネージャーと面談したのは，大学への訪問があったため，役職者等として面談した」と主張する。

しかし、奥調査委員長が長崎県産業振興財団の[redacted]インキュベーションマネージャーと度々面談していたのは当時募集されていた長崎県大学等発ベンチャー創出支援助成金の交付申請を行うためである。長崎県産業振興財団で申請者の指導担当者の立場にあった[redacted]インキュベーションマネージャーが事前訪問審査と事前書類審査を兼ねて[redacted]委員長に（理系大学教員に作成できるはずもない財務諸表などの資料作成方法も含め）申請書の作成方法やプレゼンテーション審査対処法などの指導をするために大学を訪れていたもので、「役職者として面談した」のではない（疎甲１９５）。[redacted]委員長が[redacted]氏の指導を受け

て長崎県大学等発ベンチャー創出支援助成金の交付申請を行ったこと、[redacted]委員長と[redacted]インキュベーションマネージャーとの面談等が債務者のいう勤務時間帯に行われていたこと、[redacted]委員長の申請が残念ながら採択には至らなかったこと、は同僚教員間では周知の事実であり、債務者大学もよく承知している（乙９の第９回調査委員会議事録７ページ下から３行目から８ページ８行目までの債権者と[redacted]委員長の会話で[redacted]委員長自身がこの事実があったことを当然のように話している。）。債権者が[redacted]インキュベーションマネージャーと面談した事情と[redacted]委員長が[redacted]インキュベーションマネージャーと面談した事情とはまったく同じ性質のものである。

なぜ、債務者大学は[redacted]委員長に対しては、債権者への対応と違って、勤務実態の調査を行わなかったのか（[redacted]委員長自身が委員である以上、上記事実を委員会が認識していないはずはない。）。平等原則に反しないと主張するのであれば、その合理性につき釈明を求める。

5　債務者は、調査委員会の事情聴取の方法が調査委員会の裁量に委ねられている等と主張するが、懲戒処分の根拠となる具体的事実についての聴取を実質的に行わない裁量まであるはずがない。裁量権行使の違法は、踰越と濫用に分類できるとされているが、理論的には「踰越」は、「法の許容した裁量権の範囲を超えること」で、「濫用」は「法の認める枠内であっても、恣意的にこれを行使すること」と区別されている。本件において債務者の行っている行為は、裁量権行使の許容限度を超えているかどうかという論点以前の調査自体の欠如であって、裁量論を理由とすることは、反論とは成り得ない。

第２　教育研究評議会関係

1　議事録の不存在

債務者は、本学の教育研究評議会議事録は、適正に作成されたものであり、同様の形式でホームページ上に公表しているなどと主張する。

しかし、かかる議事録と称するものには、その作成者・作成年月日・内容に信用性がなく、証拠価値はない。

大学の正式議決機関となっている評議会議事録は公式の文書である。したがって、議事録署名人のサインや印鑑がある議事録の正本が事務局に保存されているはずである。債権者が提出を求めている教育研究評議会の議事録とは、抜粋されてホームページ上に掲載されたダイジェスト版議事録ではなく（そもそも原本のダイジェストかどうかさえ疑わしい）、大学に保存される正式な議事録である。債務者が上記のような正式の議事録を提出しない場合には、議事録は不存在と言わざるを得ない。仮に、ホームページ記載の教育研究評議会の議事録が真性のものであるとするのであれば、被処分者は匿名になっているのであるから、議事に供された資料が別にあり、かつ、それは保存されているはずである。資料番号の付された資料現物を提出されたい。

2　疎甲１１２の重大な瑕疵と内容の信用性の欠如

疎甲１１２には、種々の数字と文字が並んでいるが、処分根拠となる法条、規定が何であり、控訴人が何に違反したのかは、全く言及されていない。また、９月１日実施の弁明手続の記録が反訳され、配布されるに足りる時間は確保されていない。教育研究評議会は、被処分者の主張を再現した反訳資料を見ることもなく事務局作成の意味内容が明確ではない資料のみに基づいて決定を行った可能性が高い。しかも疎甲１１２には、被処分予定者の言い分と、調査委員会のまとめとは一致しない部分があることを自認しているのである。

第３　その他懲戒手続関係

１　経緯

従前主張のとおり、債務者は、長崎県議会等長崎政界の強い影響を受け、拙速な懲戒処分に及んだものである。

(1)　バイオラボ中国研究所の起工式について

債務者は、「バイオラボ社の事業が本大学にとって重要であるか否かということを問題にしたことは無いし，また，そのようなことは懲戒処分とは何の関わりもないことである。」と主張する。

しかし、当時の新聞記事等を見ても分かるとおり（疎甲１９６～１９９）、長崎県知事が異例の後押しをする大学発ベンチャー事業に県職員からの出向組である事務局長や理事長が知事の意向を汲んで全学的にバイオラボ社事業に協力していたことは周知のことで、その一環として大学業務を中断してまで債務者大学の主要メンバーが中国での起工式に参加したのである。

(2)　放射線実験施設長の無断交代について

調査委員会の調査結果が出るよりも早い時期に、債務者大学は、債権者の知らないうちに水面下で、債権者を放射線実験施設長から解任し、既定の事実であった懲戒処分に向けた準備を進めていた。債権者よりこの事実についての釈明を求められた裁判（長崎地方裁判所　平成２１年（ワ）第７４５号地位確認等請求事件）において、債務者は自ら提出した準備書面中で、平成２０年９月３日に学内で開催された平成２０年度放射線安全委員会における債権者の発言を今さらながらに持ち出してきた。過去の会議における個々人の発言を再現できるというこの事実をもってして分かるように、長崎県立大学の正式な会議（委員会、教授会、評議会）では事務局が全て録音を採って議事録を作成し、その録音媒体も保存している。したがって、必要なら過去のどの会議記録も再現できるのである。上記の債権者の発言についてはテニヲハがおかしく、債権者の発言を切り貼りして再現して債権者の発言趣旨と

は異なる主張（債権者があたかも放射線実験施設長を自ら交代する旨を宣言したかのように偽り、懲戒処分の違法性を糊塗するため）に利用しようと持ち出してきた記録であった。もちろん債権者に放射線実験施設長を辞任する意志も、そのような発言もなかった。

再三の債権者による求釈明にも関わらず、適正な懲戒手続きには不可欠な委員会議事録や評議会議事録を「存在しない」として頑なに秘匿するのは、自らの懲戒処分手続きの違法性を認識していることを如実に物語っている。上記の例で分かるように、長崎県立大学においては過去の会議に関する議事録や録音媒体を必要なら何時でも持ち出してくることが可能な文書保存体制にある。

債務者には、乙９の第９回調査委員会議事録の録音媒体に加えて、平成２０年９月３日の上記安全委員会の録音媒体の提出を求める。

また、平成２１年４月７日の栄養健康学科会議では、議事録（疎甲２００）に示すごとく債務者の主張するような債権者が承認した施設長の交代などが審議された事実はない。加えて、債務者は、放射線安全委員と放射線実験施設長は関係がないのに、あたかも同一人が就任するかのごとき誤解を与えるような説明を行っている。大学においての学科会議とは学科の運営のために所属する教員間の連絡調整のためにあり、議事録の保存が義務付けられた議決機関ではない(そのため大学事務局に学科会議議事録は保存されない)が、話し合われた内容の確認メモとして議事録を作成し学科教員だけが共有する取り決めとなっている。債務者大学では、毎年この時期の学科会議において学内に設置されている２０の委員会の学科選出委員を決めることになっており、この日の学科会議でも、放射線安全委員会を含めて全ての委員会委員の学科推薦者を選出したが、放射線実験施設長を決めた事実はない。

債務者大学では正式でない会議においても議事録を残すことが通例で、これは他の国公立大学法人と同様である。ましてや、重要事項である懲戒処分

に関わる調査委員会や評議会において議事録や録音媒体が保存されない運営がなされることなど有り得ない。

債務者大学において放射線実験施設は大学付属施設であり、施設長は疎甲２０１（長崎県立大学放射線障害予防規定）に示す通り、学長が任命し、任期２年で再任を妨げないと定められている。平成２０年度に決められた規定に基づき、債権者は平成２０年に施設長に任命され、任期は平成２１年度までであった。任期途中の施設長交代は、債権者が辞任届など提出していない以上、学長が何らかの判断をして任期途中での解任を決めたことになる。制度的には債権者の任を解く学長の辞令と新任者の任命辞令が発せられたことになるが、債権者は解任辞令なども受け取っていない。所管官庁である文部科学省および厚生労働省からは厳に、使用者、さらには、特に学生および近隣住民の放射線被曝を防止する観点から適切な管理運営を求められている施設であって、放射線実験施設管理の責任者の人事をいい加減に行うことが許されるはずはない。債権者は法人化前と後を通じて債務者大学の開学以来、一貫して放射線実験施設の施設長として再任され、職務を継続してきたが、今回初めて[redacted]副学長（調査委員会委員長でもある）による不適切な施設使用が認知される事態に陥っていた。原告の立場では、この点について、改善の必要性は急務であった。

当該実験施設は近隣住人に放射線被曝の被害を及ぼさないように配慮する必要がある極めて特殊な封鎖施設であることから、厳しくその運用が関係法規によって規定されており、施設運営のための管理体制の変更や管理者の変更は非常時の即応体制を損なわないように慎重に進められなければならない。とくに被爆県である長崎県の住民感情にも配慮して適正な運用を心掛ける必要もあった。仮に、管理体制の変更があれば緊急連絡網（疎甲２０２）を改訂して速やかに関係部署に周知徹底が行われなければならず、施設長（債権者）自らが、解任されたことを知らないという運用は安全管理上許容される

はずがない。９月２４日、放射線実験施設で実務的管理を行っているＲＩ取扱主任者である[redacted]氏（以下、「[redacted]氏」という。）の管理指示・制止を無視して[redacted]副学長が違法な施設使用を続けていたことから、[redacted]氏は施設責任者（施設長）であった債権者に連絡して、文部科学省にこのような運用実態が知れた場合には[redacted]氏が法的責任を問われることになるのでそうなる前にその職を辞したいと相談した（疎甲１５８）。その際、[redacted]氏は債務者大学事務局にも相談して事態の改善を図ったのであるが、債務者大学は、かかる[redacted]副学長の違法なＲＩ施設の使用を看過するのみならず、[redacted]副学長の言うがままに、任命権者である学長は、適正な管理運営を心掛けていた債権者本人の知らないうちに解任させようとした[redacted]副学長の行為を追認したことになる。債務者は、債権者を施設長から解任した辞令の発行日時と解任理由を（解任辞令の保存された写しを含めて）明らかにされたい。また、債務者大学は、何故に債権者を施設長から解任する作業を水面下で進め、安全管理の上からも最低限必要と思われる放射線施設の管理業務引き継ぎを行わないという異常な処置を決断したのか、その理由を明らかにされたい。

債務者はまた、「債権者も出席した４月７日の栄養健康学科会議において審議のうえ，新しく放射線実験施設長となる放射線安全委員が承認された」と事実でない主張を重ねているが、債権者が同意した任期途中の辞任であるというならば当然存在するはずの辞任届を提出されたい。放射線取扱主任者の国家資格を有する債権者は、債務者大学において最も当該施設の安全運営の必要性と重要性を理解している一人であって、理由もなく安全管理引継業務も行わずに任期途中の辞任をすることなど決してない。このような債務者大学における放射線実験施設の安全管理上不適切な運営についての改善の意志が見られない債務者大学の対応が今後も続くようであれば、学生及び周辺住民に対する放射線被曝の危険を取り除くために、公益通報の仕組みによる監督官庁の強制改善指導も求めることもやむを得ない選択肢となる。

(3)　２１年度前期授業を外された経緯について

２１年度の授業開始当日に突然、債務者らの指示を受けた[redacted]学科長により債権者は授業を外されてしまったため、当日の経緯をメモとして残した（疎甲１５９）。債権者は、しばらくの間、大学内の恥を外部に話すような錯覚を覚えたことから大学人として代理人弁護士に相談することも躊躇していたが、疎甲２０３で示すように、平成２１年７月３日にこの件を代理人弁護士に相談した。

(4)　本件懲戒処分の異常性

ア　現在も継続する債権者へのパワハラ

現在、債務者は、労働基準監督署から行政指導を受けているが、その対応について３か月以上もの間、労働基準局への回答を行うことができていない。行政指導の対象は、他の教員と恣意的に差別し、債権者のみに残業手当を支払わなかったというものである。債権者への残業代不支給の事実は、債務者大学から債権者への通知文書（疎甲２０４）、債権者の回答文書（疎甲２０５）、債務者大学の債権者質問には答えない旨の文書（疎甲２０６）から明らかである。債権者は、他の教員の残業代の受給に関する資料を持っていないので、債務者において提出されたい。

また、疎甲２０６には、「平成２２年３月において、貴殿には時間外勤務を命じてはいない。」との記載がある。これは、債務者のいう勤務時間を超えて債権者が業務としての実験をすることを否定するものである。もはやパワハラ以外の何ものでもない。

イ　債務者大学は、速やかに対応しなければならない労基署の行政指導に対してさえ遅々として対応が進まないという執行部体制にある。それにも拘わらず、懲戒処分という重大な処分については着手から実行までこれほどの短期間になされた理由は、長崎県政界の強い影響以外には考えられない。

平成２１年９月１７日の長崎県議会（疎甲１１７）で債務者大学理事ら

が県議会で糾弾まがいの追求を受けるのに先立ち、平成２１年２月長崎県議会において、議員らは債務者大学法人の次年度予算案の否決の可能性に言及して大学に圧力をかけていた。県議会議事録（疎甲２０７）から明らかなように、県議会議員の答弁に立った長崎県総務部（債務者大学を所管する部局）は債務者大学への働きかけを行う旨答弁している。県議会の強い影響が債務者大学にあったことは否定できない公知の事実である。にもかかわらず、あえて債務者が「長崎県政界の影響を受けたことはない」と繰り返し強弁するのは、暗にその影響がいかに重大であったかということ、また、現在も債務者大学理事らが県議会の強い影響下に置かれていることを物語っている。

債務者大学理事らは９月１７日の県議会に出席するに際して、当然のことながら、執拗な議員からの追求を受ける事を予見できていたし、その対応に腐心していたものと容易に理解できる。

このような政治的事情を受けて、被告大学の通常の事務処理の速度に照らすと異常な早さで、本件懲戒処分は強行されたのである。

２　調査根拠の欠如

債務者は、乙８の一覧に「中国渡航状況などの資料には，内容を何から確認したかの根拠資料が示してある」と主張するが、その根拠資料なるものが債権者に（おそらく調査委員会委員らにも）一度も示されないままであり、かつ、債務者大学の調査委員会と評議会において構成員らが根拠資料を調べた形跡が一切存在ない（あるいはそれを証明する議事録等が無い）ことが本件懲戒処分の一番の問題なのであり、その実態を明らかにするために債権者は根拠資料の提出を求めているのである。

債務者はまた、「それらの資料は，債権者が入手可能なものばかりである。」と事実でないことを主張してこの問題を避けようとしている。懲戒処分の理由

となっているもっとも根本的な債権者を処分する法的根拠、その法的要件の適用のための事実とされる無断欠勤の具体的日時、無断欠勤と判断できる基準の提示は懲戒処分の正当性を主張する債務者がなすべきことであり、債務者大学が主張する債権者への証拠資料の提出要求は論理のすり替えである。債権者の再三にわたる処分の法的根拠の提出要請を拒み、今に至るも一切明らかにしようとしない債務者の姿勢は、大学の公共的使命に背くものである。重ねて、債権者が無断欠勤したとされる根拠資料と判断基準を、作成年月日と作成者を含めて、提出するよう求める。

3　本件懲戒手続における債権者の防御の妨害

(1)　債務者は、債権者に対し、本件懲戒処分の根拠となる事実を明示することなく手続を強行に押し進めた。

債務者が欠勤日と見なした日数が書かれた債務者作成の簡単な１つの表（乙８）をもって一体いかなる事実を認識することができるであろうか。具体的日時が不明でどのような根拠によってそれぞれの欠勤日を債務者が認定したのかは神のみぞ知るという表であるが、この表が債務者において無断欠勤と判断した具体的日時、理由等を「債権者に明示している」書面だということなのか。そうであるなら、懲戒処分にあたっては債権者に何も知らせる必要はないと債務者が主張しているに等しい。

(2)　債権者は未だに何が根拠となって懲戒処分を受けたのか理解できないでいることは、これまで縷々説明している通りである。「債権者は，・・・・自らの行動の何が問題であるかを全て知っていた。」との債務者の主張はまったく的外れである。また、「弁明の機会の日程について債権者白身が了解していた」ことはなかったし、弁明手続を始め本件懲戒処分は債務者大学の理事らが出頭させられることになった９月１７日の長崎県議会を目指して異様なスピードで進められた。このことは本件懲戒処分の経緯を概観するだ

けでも明らかで、以下に主な経緯について略記する。

・　２００９年８月３１日（月曜日）　18:00 [redacted]総務企画課長が債権者研究室を訪れ、明日１６時２０分から開催する調査委員会に出席するように伝えてきた。この時、代理人弁護士を通じて要請して欲しいと返事したが、調査委員会の日程は変更しないので出欠はご自由にとの回答であった。

・２００９年９月１日（火曜日）

調査委員会が開かれ、やむなく久木野教授は出席することにした。同席のため北爪弁護士がシーボルト校へ赴いたが、百岳事務局長の実力阻止により強制的に排除された。この日、長崎市が久木野教授に対する詐欺容疑で長崎署に告訴状を提出。

・２００９年９月７日（月曜日）　15:00

教育研究評議会で調査委員会の報告が行われたとの債務者は主張。

・２００９年９月８日（火曜日）

長崎県議会百条委員会が開かれ、久木野教授を偽証の疑いで告発する方針を固める。

・２００９年９月１０日（木曜日）　11:00

県立大学協議会の弁明手続に出席する債権者に同席するため木佐弁護士がシーボルト校へ赴いたが、百岳事務局長の実力阻止により強制的に排除された。

・２００９年９月１０日（木曜日）　15:00

教育研究評議会で処分の要否について審議が行われたと債務者は主張。この日、債権者を詐欺容疑とする長崎市の告訴を長崎署が受理。

・２００９年９月１１日（金曜日）

懲戒処分禁止仮処分命令申立。仮処分命令申立をしたことを債務者大学へファックス送信（疎甲２０８）。

・２００９年9月１４日（月曜日）

裁判所から被申立人に審尋期日が伝えられた。

・２００９年9月１５日（火曜日）

懲戒処分を実施。非公開の長崎県議会百条委員会が開かれ、バイオラボ社関係者を詐欺罪で刑事告訴するよう求める意見書案を提出するとの方針を固めた。長崎県立大学は記者会見を開き、延べ３８３日間の無断欠勤を理由として久木野教授を停職６ヶ月の懲戒処分としたことをマスコミ発表（疎甲２０９～２１０）。

・２００９年9月１７日（木曜日）

長崎県議会文教厚生委員会に県立大学太田理事長、池田専務理事、百岳理事の３名が参考人として招致され、久木野教授の処分について質疑が交わされた。中国事業を行う久木野教授に兼業を許可したことに無理があったとする意見や、他の教員の勤務状況の把握を求める意見などが相次いだ（疎甲１１７）。

・２００９年9月１９日（土曜日）

長崎県議会百条委員会が開かれ、バイオラボ社関係者を詐欺容疑で告訴するよう長崎県に求める意見書案をまとめた。

・２００９年9月２４日（木曜日）

賃金仮払仮処分命令申立て

・２００９年9月２５日（金曜日）

被控訴人大学宛に懲戒規定に則り不服申立書を発送（疎甲２１１）

・２００９年１０月８日（木曜日）

不服申立てにつき、口頭審理などの手続を採ることもなく、また申立ての内容に答えることなく、披控訴人大学は不服申立てを棄却（疎甲９）

(3) 債務者は、債権者が本件懲戒処分の根拠となる事実を十分認識していたと

主張するが、債務者が債権者のいかなる行為を問題視していたのかについて、具体的に明示したことを示す事実を一切主張・立証していない。何ら根拠もなく「自分のことだから分かるはずだ」と言うに等しく稚拙極まりない暴論である。

(4) 債務者は、疎甲１４４のメールをもって、債権者が違法な弁明手続を納得したかのような主張をする。しかし、債権者が弁護士同席を求めていることは同メールからも明らかである。また、日程についてはそれ以前の異常な早さで強行に行ってきた経緯に照らし、債務者が連絡してきた日程が差し支えとの連絡でもしようものなら、弁明手続に赴くことさえできない状況を作出されていたことは明らかである。

4　本件懲戒処分の根拠規定の欠如

(1) 疎甲２１２で示すように、長崎労働基準監督署の指導内容は「実際に大学教員の労働時間の管理はなされておらず、賃金台帳に労働時間の記載が無く、残業手当も支払われていないことから、労基法１０８ 条違反として監督官としてその場で是正勧告を行い、是正勧告書を交付して行政指導を実施した。「教員の勤務時間を把握する方法は無かった。賃金台帳が記載されていないことを大学は認めた。」というのが事実である。

また、長崎労働基準監督署の[redacted]主任指導官によれば、債務者大学は「違法性の認識を有していると考えてよい。」という考えを述べた上で、「改善がなされない場合などは刑事告訴などを労基署として責任者が決断することもあり得るが、自分としてはそれに至らないように指導をしていくことを考えている。」という状況を債権者らに説明してくれた。すなわち、過去長期間にわたり債務者大学においては時間管理による労働管理が行われていなかったのが実態である。

かかる状況に照らせば、債権者の勤務状況を債務者は追認していたと言わ

ざるを得ない。長崎県政界が債権者を不当に糾弾し始めるのに足並みを合わせるがために事後的に本件懲戒処分をすることができないことは禁反言の原則及び信頼保護の原則に照らしても明らかである。

なお、債務者は、労働時間管理の違法性の問題は債権者の兼業従事許可違反行為を正当化する理由とならない等と主張するが、債権者は、労働時間管理の違法性が本件懲戒処分の違法性を基礎付けるものであると主張しているのであり、債務者の主張は、論理のすり替えで反論になっていない。

(2) 初年度の兼業許可書には兼業許可条件の記載はない

法人化後１年目の兼業許可書が作成されたのは、その翌年以降のいずれかの時点であり、しかも事後的にまとめて作成されたものであることからすると、債務者の主張する「毎年勤務振り替えの指導をしていた」という事実はまったくない。

そのため、事前に兼業条件が付されたということはなく、その違反ということもあり得ない。

したがって、懲戒処分の根拠を欠いていると言わざるを得ない。

(3) 債務者は「平成２２年４月２８日，債務者事務局職員２名が[redacted]教授の研究室を　訪問し，同教授に勤務時間を確認したところ，同教授は，本学の所定の勤務時間で間違いない旨の回答を行っている。このことについては労働基準監督署へも報告している。」と主張するが、事実は、債務者事務局職員２名（百岳事務局長と総務企画課職員１名）がこの件で[redacted]教授を訪ねたのは平成２２年３月２６日である。平成２２年４月２８日に同様の会話が追加でなされたかどうかは未確認である。労働基準監督署の行政指導に対応するために百岳事務局長が[redacted]教授に勤務時間を確認した時、同教授は「ほかの先生方も、別に朝の９時に全員顔を出してるわけでもなし、来えへん先生もいてりゃ、途中で帰る先生も、後から来る人もいろいろいます」「少なくとも過半数の教員が、みんな停職処分だという話になる。」と債務者大学の実

態をありのまま説明したのに対して、「言わんとすることは、わかるとばってん。やっぱり大学の立場として、いわゆる理事長とか学長の立場。実際はわかってるけれども、それがいろいろ何らかの諸課題、問題が出てきた時には、そこに至ってくる。」さらには「それが証言になったときに、公になった場合に、うちはうちで[redacted]先生に対応をせんばいかんことになる。停職になるかなんか知らんけれども、調べたりとかせんばいかん。」と迫り、さらに[redacted]先生の場合は「ちゃんと８時間を勤務してたということですよね。」と債務者大学に都合の良い言葉を発するように１時間５０分にわたって執拗に求める百岳事務局長に根負けした同教授は、やむなく「もう、その辺は事務局長の裁量に任す。」と答えたことを債務者はまげて述べているのである。

(4) 債権者が兼業条件なるものに服する理由がないこと

ア　債権者はこれまで債務者が交付したと主張する兼業許可書の交付を受けた記憶がなかったこと、また、探しても見つからなかったこと、債務者大学において兼業許可を受けた[redacted]教授からも兼業許可なるものの交付は受けていないとの説明を受けたことで、兼業許可書なるものの交付がなかったと判断したが、債務者の説明により兼業許可書は存在していたことが判明したのでこの主張は一部撤回する。

しかしながら、この件でもっとも問題なのは、兼業許可書の交付時期である。債務者大学が法人化された平成１７年度時点において兼業許可書は当該年度に発行されていなかったことはすでに疎甲１２１ないし甲１２４で証拠上明らかとなっており、債務者が兼業許可書を交付したと主張する２００５年度(平成１７年度)の兼業従事許可証などは、そもそも債権者から申請書も出されていないのであるから当該年度に作成されているはずはないし、債権者が受領するはずもなかった。その他の年度における兼業従事許可書も作成日は当該年度当初であるはずはない。また、法人化前

に債権者に交付された兼業許可書には、一切、「振り替え」義務の文字すら存在しないのである。債務者が主張するように「毎年勤務振り替えの指導をしていた」というような事実が存在しないことは証拠上明らかである。後付けで事務処理上のアリバイ造りのように作成されたこれら兼業許可書が実際には何時作成されたもので、（おそらくは他の事務書類の束とともに債権者や[redacted]教授のメールボックスに入れていたものと推測されるが）どのように債権者と[redacted]教授に交付されたのかについて、債務者は明らかにしなければならない。

また、兼業許可書の存在が当事者である債権者と[redacted]教授に全く認識されていなかったことからも兼業条件なるものが説明されていないことが分かる。

イ　債務者大学の求めに応じて、事後的に事務処理のアリバイ造りに協力する形で債権者が「兼業従事許可申請書」を提出しており、その申請書提出時期は数ヶ月あるいは次年度以降に行っていたことはこれまで説明してきた通りである（甲１２１ないし甲１２４）。債務者大学が何時の時点で「兼業従事許可書」を作成していたのかは不明であるが、少なくとも債権者や[redacted]教授にとって認識されない程度の書類として扱われていたことは間違いない。事業の創業に協力を惜しまない債務者大学の姿勢を債権者は認識していたし、平成１５年度から平成２０年度まで６年間にもわたって勤務に関する実態を債務者大学に隠すことなどできようはずがない。

当時の信義を翻して今さら債務者が主張する「兼業については勤務時間外に行うことが当然の前提である。」との姿勢を当時の債務者大学が有していたなら、そもそも日本と中国に世界基準の研究所を設けて研究事業を行う創業者としての兼業など債務者大学が認めるはずはない。平成１１年度に開学作業を実施した新設大学である債務者大学においては、研究者人事と研究施設設置に多大の苦労を経験しており、この時の県庁

出向者が残っていた平成１５年当時の債務者大学は、日本と中国で研究所を作る作業がどれほど大変な作業であるかは熟知していた。兼業許可を与える時点で債権者の勤務がどのような実態となるかは容易に予測できることで、また、それを了解した上で長崎県のために努力してほしいと債権者に要請していたのである。

加えて説明するなら、兼業の実態を債務者大学が黙認しない限り、毎年、５回も繰り返して兼業許可がなされるはずはない。事業が失敗したとなると従来の姿勢を翻し、議員の権力に迎合して自身の責任を回避するために一人教員に全責任を転嫁する債務者大学現執行部の姿勢は、社会的公明性を国民から期待される教育組織としてあるまじき態度である。一日も早く大学の良識に立ち返ることを求める。

ウ　債務者は「兼業従事の際に使用する「勤務時間の割振り承認申請書」の様式を定めて各教員に示していた」として平成１８年４月２１日付けの事務連絡メールと添付書類（乙２８：勤務時間の割振り承認申請書）を示しているが、書式を見て分かるように債権者の兼業のような多日数の勤務割り振りを列記するようにはなっていないことが分かる。基本的には単発の学外非常勤講師や講演などを想定してこの頃に作ったものであるからである。そのため、平成２０年度の勤務割り振りを記載して欲しいと債務者大学事務局より債権者に要請があった時に、適当な書式がないことが分かり、事務局と相談した結果、疎甲８２、８３にあるように任意の書式で記載して提出することになったのである。債務者が示したように、勤務振替表なるもののひな形が作られたのは平成１８年頃である。それも単発あるいは非日常的な兼業に対応する書式が始まりであった。それ以前には「勤務時間の割振り承認申請書」の様式自体すら無かったと思われるし、少なくとも教員には認知されていなかった。

ちなみに、債務者は「勤務時間内に兼業を行うことがそもそも認められていないのであるから，業務の実質的遂行への支障があったかなかったかという論点で考えるべき問題ではない。」と主張しているが、債権者の兼業許可申請書に明記されているように、平日３時間程度（時間外などとは申請していない）は勤務することが予想されたのでその旨を債権者は説明して申請し、兼業許可を受けていたのである。このような説明がなければ、債権者の当時の多忙さは債務者大学においては公知の事実であったのであるから、２回目以降の兼業許可が出るはずがない。

エ　疎甲１９４は、平成２１年のやりとりに関するものであり、それをもって、新規定が作成される前の行為にも遡及的に適用される根拠とできないことは当然のことである。まして、債権者はそれに何らの同意もしていないのである。逆に、疎甲１９４は、債務者大学の新規定を適用することについての違法性の認識が現れている。

５　債務者の遵法精神の欠如

債務者は、「債務者懲戒規程を本件に適用することは違法ではない。債権者は，同規程を本件に適用することが手続的正義に反すると主張するが，具体的に債権者に生じる不利益を明らかにされたい。」と主張する。

手続違反から、ただちに具体的不利益を主張・立証せよということになると、告知と聴聞を基本とする手続の思想全体を否定する恐ろしい思想である。つまり、明治時代と同じく、結果さえ法的吟味できればいいだろう、という議論である。債務者は、日本国憲法下の手続法を重視する思想を共有できないことを自白しているのである。

第４　本件懲戒処分の根拠事実の実体

1　債権者による授業が必要な回数開催されていることを隠蔽する債務者の姿勢

債権者は、休講と補講実施日の控えが無いものもあるが授業内容は毎年年初に計画されているので補講を実施しなければ授業が完遂しない仕組みになっており、また、学生への連絡のみで事務局に届けていない補講もあるものの必要回数の講義は実施していたと一貫して説明してきた。債務者の提出した乙９は恣意的な編集が加えられており、債権者の指摘を受けたことで削除していたうちの一部を明らかにして再提出されたが、なお、債権者の授業回数が妥当であった事情を学部長が発言している部分をすべて削除するなど重要な部分に関して恣意的な編集が加えられている。債務者が乙９を根拠として何らかの主張をするためにも、まずは恣意的な編集が加えられていない録音媒体を裁判所に提出することを求める。

以下、詳論する。

2　年末年始

債務者は「平成１７年1月３日～６日及び平成１８年１２月２５日～２９日の期間のうち，１２月２９日～1月３日は本法人においては年末年始の休日であるので勤務を要しないが，それ以外は勤務を要する日である（土・日を除く。）」から債権者を欠勤としたと主張する。

しかし、大学の実態としては多くの教員がこの期間は、学生の指導に追われることなく自宅での執筆あるいは学外での共同研究に充てるのに適した期間であるため、大学に出勤していない。債権者もまた然りである。平等原則に反して債権者を狙い撃ちしたのではないと債務者が主張する以上、債権者についてのみ、他の教員と異なる扱いをした合理的根拠を示されたい。具体的には、当該期間に他の教員が学内勤務していたという勤務実態を証明するための「教員の賃金台帳」なり「教員の労働時間を証明する書面」なりを提出されたい。

3　欠勤とされる具体的日時（平成１６年～平成２０年1月）についての反論

(1)　平成１６年１０月１５（金）、１６日（土）

疎甲９７に示すように、平成１６年１０月１５（金）、１６日（土）の出張は、債権者が昼間の間に[redacted]学会の活動に参加し、夜間に在熊本の民間研究所（[redacted]という）所長と事業に関する協議を行ったものである。債権者が昼間に参加した学会活動は通常の大学教員としての研究活動であるが、大学から出張旅費の支出を受けない出張であったことから、大学教員の慣例としてよくあるように、とくに出張の届けを大学に出してはいない。旅費の支給されない出張について出張届けを出さない事は研究出張の多い国公立大学の教員において決して異例なことではなく、研究出張が頻繁な大学教員の職にある者ならよく知る事実である。とくに、近隣大学との共同研究を行っている研究者にとっては自家用車でフットワークを軽くして活動することが研究推進の要となることが多く、不要な事務処理を軽減して教育研究の実を上げるという側面と、少人数体制が強いられる大学事務の負担軽減もあって、大学社会で長年行われてきた慣習でもある。バイオラボ社にとってのこの出張の位置付けは、夜間の打ち合わせはもちろん、昼間の学会活動についても、産学連携を事業の基本的仕組みとするバイオラボ社にあっては会社業務であることに変わりはない。そのため、債権者はバイオラボ社にて旅費出張費の事務処理を行ったのである。債務者により恣意的な編集が加えられている乙９の第９回調査委員会議事録にも示されているように、大学教授である[redacted]調査委員長も「どこからどこまでが研究に関わる部分で、どこからどこまでがそういうバイオラボの業務に関わるところと、明確に区別するというのは、それは不可能に近い、難しい問題だ」と白状している。この出張の例を見ても明らかなように、産学連携を事業の基本的仕組みとするバイオラボ社の事業と債権者の大学教授としての研究活動を明確に峻別することは不可能に近く、上記のとおりそのことを債務者大学の[redacted]調査委

員長も認めざるを得ないと認識しているのである。そうであるからこそ、債権者は債務者大学に対して懲戒処分を決めた根拠資料（原本あるいはその写し）の提出と、調査委員会が設けたであろう欠勤の判断基準（それすら検討していなかった調査委員会であるというなら論外であるが）を明確に示すように、懲戒処分が行われた以前から今日に至るまで一貫して求めているのである。根拠資料の提出と欠勤の判断基準が示されない状態が続く中、債権者は何ら具体的弁明をすることができない状況に追いやられてきたのである。

債務者において、本件懲戒処分の対象としている日時の行為について、それが大学業務と関連性がないことを具体的に証拠上確認する必要があるため、本来であれば、債務者は、調査手続や弁明手続において、債権者からこの点を確認することが必須である。しかし、そのような事実はなく、債務者はそもそも調査さえしていない可能性が高い。

また、債務者は、債権者が、バイオラボ社の事業を逐次報告していたにも拘わらず（疎甲２１３～２１９）、不自然にもバイオラボ社のことは知らないという態度を取っているが、大学業務とバイオラボ社の事業を区別するためには、その時々のバイオラボ社の事業の状況について常に把握していなければならないはずである。そして、債務者がまともに把握できていなかったのであれば、調査委員会は調査の大前提としてその部分を調査しているはずであろうが、そのような書面は一切提出されていないのみならず、債権者から聴取されたという事実もない。

(2) 平成１７年３月９日（水）、１０日（木）

疎甲９８に示すように、平成１７年３月９（水）、１０日（木）の出張は、出張可能時間帯が夜間しか取れない日で、債権者が会社業務として夜間の打ち合わせに福岡に出張したものである。９日（水）の午後に債務者大学を出発して１６時３０分より島原市にある長崎県畜産試験場にて放射線実験施設長として試験場長と協議し、長崎県の施設では唯一となる放射線実験施設を

債務者大学のみならず長崎県各試験場にも活用することを呼びかけるとともに債務者大学と試験場の共同研究の可能性を相談したものである。その話し合いの結果として、次年度より債務者大学の放射線安全員委員会の委員を畜産試験場から出してもらうことになり、大学との交流が始まったのである。この日の出張届けを債権者が出していないのは上記に述べた大学事情によるが、債務者大学において長崎県各試験場との共同研究はこれまで多く実施されているものの、共同研究に参加した同僚教員が大学と試験場とを頻繁に往復する度に出張報告書を提出することなどは無かった。県内大学と共同研究をしている同僚教員も共同研究先の大学に足を運ぶ度に逐一出張報告書を出すことなどないのが現状であり、債務者大学に限った事ではなく、そのような事情は債務者大学もよく知るところである。もし、債務者大学がこれを否定するなら、今後は債務者大学においては県内移動についても逐一出張報告書を提出するよう教員に義務づけるとよい。大学の教育研究業務にどれほどマイナスになり、また自身らの事務業務がどれほど煩雑となるのかを認識するためによい機会となるであろう。

(3) 平成１７年5月２７日（金）、２８日（土）

疎甲９９に示すように、平成１７年5月２７日（金）、２８日（土）の出張は、債権者が昼間の間に[redacted]学会の活動に参加したもので、夜間に打ち合わせがあったかどうかは債権者に記録がないため不知である。上記のとおり、債権者の学会活動は産学連携を事業の基本的仕組みとするバイオラボ社にあっては会社業務でもあることから、形式上会社での出張処理を行ったものである。この日の出張届けを債権者が出していないのも上述のとおりである。したがって、かかる出張も大学業務としての側面を有するものである。

(4) 平成１７年9月２９日（木）～１０月３日（日）

疎甲１００に示すように、平成１７年9月２９日（木）～１０月３日（日）の出張は、長崎県金子知事の指示により長崎県商工部[redacted]部長と同伴してバ

イオラボ社関係業務と当時債務者大学も誘致に加わっていた[redacted]センターの取扱いなどを相談するための大学業務の手伝いのために、[redacted]社[redacted]社長と[redacted]理事に会うためのものであった。両用件ともに話し合いの結果次第では、さらなる相談を休日に行う可能性があったことから東京で待機した後、３日の戻りとなった。その後、[redacted]が[redacted]センター設置候補県の一つとして長崎県に調査に訪れた時には、当該施設の誘致活動を行っていた三大学（長崎大学、債務者大学、長崎総合科学大学）の説明会議に債権者も債務者大学の依頼で出席して誘致の説得を行っている。最終的に[redacted]センターの誘致に成功し、現在は出島地区海岸通りに[redacted]ンセンタービルが建設され活動を行っている。もちろん、債務者大学の教員もこのビルに入居して活動している。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述のとおりである。

⑸　平成１７年１０月２６日（金）

債務者が誤りを認めるとおり、平成１７年１０月２６日については、債権者は終日大学で勤務していた。具体的日時を示されれば容易に判明するこのような誤りさえ、調査手続や弁明手続において債権者は指摘することができなかったのである。それはとりもなおさず懲戒処分の対象となっている事実が特定され、債権者に一切示されなかったからに他ならない。

⑹　平成１７年１２月８日（木）～１０日（土）

疎甲１０１に示すように、平成１７年１２月８日（木）～１０日（土）の出張は、８日に筑波にて開催された[redacted]研究会と懇親会に参加し、夜間にホテルにてバイオラボ社研究員との当日学会内容に関する勉強会、翌日は債権者が指導中の大学院生の研究指導にあたって必要となっていた学術情報を得るために[redacted]研究センター[redacted]センター長と面談して情報交

換を行った（債務者の提出した情報が正しいのであれば、その後、会社を訪問した）ものである。債権者が指導した債務者大学の大学院生が卒業（正式には修了）するために必要な論文完成のためにこの時の情報はたいへん役立つものであった。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

(7) 平成１８年1月２６日（木）、２７日（金）

疎甲１０２に示すように、平成１８年1月２６日（木）、２７日（金）の出張は、鹿児島にて[redacted]学会にて依頼講演を受けて参加したものである。両日とも、参加学会会員と学術情報の交換を行ったが、民間企業から参加した学会員とは長崎研究所の空調施設に関してバイオハザード防止基準についてなどの学術情報も話題にしたと記憶している。後者の情報交換は会社業務にも活用することができる情報であるが、大学での研究教育にも役立つ情報である。このような学会での学術情報の交換は大学教員としての行為でもあり、また同時に、バイオラボ社業務としての行為でもある。ことほど、大学教員としての業務とバイオラボ社業務としての業務は錯綜しており、両者を明確に区別すること自体が不可能であるとも言える。

ちなみに、学会場で資金調達の話をすることは無いはずであるから、途中の　休み時間なのか、電話等で会社と打ち合わせしたことがあったのかどうか債権者の記憶は定かでない。債務者の持つ根拠資料の開示を得て回答するしかない。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

(8) 平成１８年7月３日（月）～８日（土）

疎甲１０３に示すように、平成１８年7月３日（月）～８日（土）の帰省は、父の危篤と死去により急遽帰省して特別休暇を取得して葬儀等を執り行

ったものである。債務者大学から債権者が携帯電話に受けた連絡により、長崎県からの花束と弔辞を頂くことになった経緯もあり、債務者大学もよく承知した出来事であった。このような日まで欠勤日と債務者が主張することからして、債務者が持っている資料の信憑性および調査委員会の判断基準の信頼性ははなはだ疑問である。少なくとも、債務者の提出した証拠は資料を精査して欠勤日なるものを一覧表にまとめたものではないことが明らかとなった。速やかに、懲戒処分を決めた根拠資料（原本あるいはその写し）の提出と、調査委員会が設けたであろう欠勤の判断基準も明示、を求める。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

(9) 平成１８年９月４日（月）～７日（木）

疎甲１０４に示すように、平成１８年９月４日（月）～７日（木）の出張は、６日と７日に依頼講演を受けて[redacted]大学に訪問するため、およびその前に上海に立ち寄るため、の出張である。疎甲１０３に記載が漏れているが、５日は浙江省中国科学院実験動物センターとの学術交流として[redacted]大学にて行う予定であった同じ講演を中国科学院所属の中国人通訳にて実施したことを記憶している。また、バイオラボ社事務所にも立ち寄っている。どこまでが大学教授としての学術交流で、どこまでがバイオラボ社業務なのかの仕分けは債権者には難しい。

ちなみに債権者が中国にて学術講演を行う時は「県立長崎シーボルト大学教授」と紹介されて日本の大学教授として講演を行うのが通例であった。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

(10) 平成１８年１１月２８日（火）、２９日（水）

疎甲１０５に示すように、平成１８年１１月２８日（火）、２９日（水）の出張は、２８日夜にバイオラボ社社用車にて福岡に移動、２９日の午前に

長崎県から債務者大学を通じて就任を要請されて引き受けた[redacted]省の[redacted]委員会に出席後に大学に戻り講義を行ってから夜にはバイオラボ社にもどった、というものである。債権者の業務には会社業務と債務者大学業務が混在して峻別が難しいことに加え、明らかな大学業務（講義など）が移動中に挟まった場合などは仕分けることができないことから、やむを得ず、会社業務を終えてそのまま出張先から会社まで移動したものとみなして実際とは異なる時間で出張伺いや復命書を処理することが多くあった。そのため、バイオラボ社出張記録だけでは債権者の実際の行動は判断できないものが多数ある。この場合は大学からの出発を会社から出発したとみなして出張処理を行ったに過ぎない。この時期には自家用車と社用車の使い分けが難しかったことから債権者は社用車を日常的に用いて大学からの出発を会社からの出発と見なして出張処理を行うことが多かったが、債務者はこのような事情を調査することも無かったので、債権者が説明する機会もなく、債務者は実態が把握できていなかった。２８日（火）の出張では大学からの出発を会社から出発したとみなして出張処理を行ったに過ぎないのであるが、「１１月２８日には債権者にはわずかとはいえ欠勤した時間が存するものである。」との債務者の主張には、如何にして欠勤なる状態（本来の欠勤には当たらないことは債権者の主張のとおりである）を針小棒大に見せるかに腐心している真意が窺い知れる。慎重に行ったと債務者大学が主張する調査とは、このような基本的情報も債権者から聞き取ることが無かったものであり、（仮にもし調査委員会が実際に開かれていたとするならば）まことに形式的なアリバイ造りのためだけの存在であったことが、この事からも理解できる。

債務者は「長崎県から債務者大学を通じた依頼を行った事実はない。」と事実と異なる主張をしている。この種の委員は所管行政部局から大学を通じて依頼されるか、さもなくば教員の個人的交流範囲で行政部局職員より直接依頼されて就任するか、であるが、債権者は福岡の合同庁舎に設けられてい

る[redacted]省の出先機関とは個人的交流はない。したがって、長崎県から債務者大学を通じて就任を要請される以外に債権者には委員としての就任を要請される他のルートを考えられない。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

(11) 平成１９年５月１５日（火）、５月１６日（水）

疎甲１０６に示すように、平成１９年５月１５日（火）、５月１６日（水）の出張は、１５日１８時に大学を出発して夜間の打ち合わせを行った後に福岡泊、１６日早朝に福岡で打ち合わせ後に大学に移動、朝からの大学会議に始まり昼間の大学勤務に加えて時間外の市民向け講演（大学が開催する市民講座での講演であるが、債務者大学はこのようなアフターファイブや休日の勤務が日常化している事実はすべて無視している）を行った後に会社にもどった、ものである。これも、前述した理由により、大学からの出発を会社からとして、途中の大学業務を抜いて出張先から会社まで移動したものとみなして実際とは異なる時間で出張伺いや復命書を会社で処理している例である。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

(12) 平成１９年７月９日（月）

疎甲１１１に示すように、平成１９年７月９日（月）は、９日早朝に博多から大学にもどり、終日大学で勤務していた。債権者は朝から大学の講義などがある日に福岡泊まりをしなければならない時は、遅くとも７時前には博多を出て８時半くらいに大学に着くようにしていた。そうしなければ朝の博多での大渋滞に巻き込まれてしまうからである。（博多の都市高速が朝夕の通勤時間に大渋滞して身動きできなくなることはよく知られているとおり）

これも途中の大学業務を抜いて福岡から会社まで移動したものとみなして実際とは異なる時間で出張伺いや復命書を会社で処理している例である。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

⒀　平成１９年9月２８日（金）、２９日（土）

疎甲１０７に示すように、平成１９年9月２８日（金）、２９日（土）の出張は、２８日に福岡から学会のために熊本に行き、[redacted]大学にて開催された評議員会に出席、２９日に学会終了後に会社に戻った、というものである。途中の学会業務を抜いて福岡から会社まで移動したものとみなして実際とは異なる時間で出張伺いや復命書を会社で処理している例である。

ちなみに２８日の学会評議委員会には[redacted]調査委員長も出席しており、翌日の支部賞審査の議事では債権者と議論していたのであるから、記憶にあるはずである。債務者の言う懲戒処分の根拠資料を[redacted]委員長が調べていたならこのような事はチェックできたはずである。調査委員長すら債務者の主張する根拠資料なるものをまともに見ていなかったことがよく分かる例である。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

⒁　平成１９年１０月１２日（金）、１３日（土）

疎甲１０８、１０９に示すように、平成１９年１０月１２日（金）、１３日（土）の出張は，１２日の朝に大阪から学会のために福岡に行き、学会支部長らと打ち合わせ後に学会支部役員会に出席、翌１３日の学会終了後に会社に戻った、というものである。１２日の移動方法が予定と現実で異なったと思われる点と、[redacted]と[redacted]の業務が電話等で行ったものと思われる点とが、債務者大学の記録を確認しなければ不明であるが、途中の学会業務を抜いて福岡から会社まで移動したものとみなして実際とは異なる時間で出張伺いや復命書を会社で処理している例である。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

⒂　平成１９年１０月２７日（木）

疎甲１１０に示すように、平成１９年１０月２７日（木）の出張は、２７日早朝に博多から債務者大学の佐世保校に行き、朝１０時から理事長に要請されていた事業報告を行った後、債務者大学（シーボルト校）にもどり、夜間には忘年会に出席している。飲酒が伴う場合には債権者は自家用車を大学に置いたままタクシーにて行動することが常であったので、この日と翌２８日（金）もおそらく会社には寄っていないと思われる。途中の大学業務を抜いて福岡から会社まで移動したものとみなして実際とは異なる時間で出張伺いや復命書を会社で処理している例である。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

⒃　平成１９年１１月２１日（水）

平成１９年１１月２１日（水）の出張では、上述したように、債務者大学からの出発を会社から出発したとみなして出張処理を行ったに過ぎない。１１月２１日～２３日の出張は、[redacted]大学[redacted]教授（[redacted]大学名誉教授）が社長を務める[redacted]研究所を訪問し、霊長類実験手技に関する学術情報交換を行うためである。債権者が指導した債務者大学の大学院生が卒業（正式には修了）するために必要な論文完成のためにこの時の情報はたいへん役立つものであった。

なお、旅費出張費を会社で処理したこと及び大学への出張届けについては、前述の通りである。

⒄　平成２０年１月２４日

債務者が誤りを認めるとおり、平成２０年１月２４日については、債権者は終日大学で勤務していた。かかる誤りが含まれていることの意味については前述のとおりである。

4　債務者の「懲戒処分は適法に行われた」との主張に対する反論

⑴　平成２０年１０月２９日（水）～平成２１年３月下旬頃までの間に、債務者職員と債権者の面談において交わされた話の内容について

平成２０年度における債務者大学と債権者との話し合いにおいて、何時、何を話したかということについては債権者には当時のメモがないので詳細には再現できない。しかし債権者は、基本的な内容はよく記憶しているので、そこで話し合われた内容を次に記す。

債権者が説明した内容は、「①中国へは社長でなければならない用事、すなわち中国研究者との学術交流および研究所運営に不可欠な許認可取得のための要所に限って出向くことになっており、日常的業務は中国滞在役員に任せられていた。中国渡航や国内出張で大学業務に支障が生じないようにできるだけ土日に渡航するようにしており、日帰りすることもあった。中国渡航や国内出張で大学業務に支障が生じないように勤務などは自主的に振り替えて行っていた。極めて多忙であったので、この５年間ほどは一日１６時間労働で休日無しといった状況であった。」といった、それまでも大学に報告していたことなどであり、また、「②現在会社は法的清算に入っており、残された会社の書類関係は破産管財人が所持しており、それ以外の清算に必要ない書類は本社ビル売却の準備のためにすでに廃棄された。また、デジタルデータなどもパソコン売却のためにハードクリーニングされたので残されていない。②個人的な日誌は個人所有のパソコンで行っているが、業務の日誌は会社のパソコンに入っていたので消えている。手書きの手帳は会社業務の分しかない。会社の手書きの手帳には契約先製薬会社の秘密情報が書かれていたので社員に廃棄されている可能性は高いが管財人に調べてもらっても良い。③その他の会社の書類を大学関係者が見ることはできないが、債権者と同伴でなら破産管財人の事務所にて可能な範囲で見せてもらうことはできると返事をもらっている。④私のパスポートも会社の不必要な書類等を廃棄してい

るときに紛れたのか、紛失して困っている。紛失届と新規発行を申請して新しいパスポートは所持しているが過去のパスポートは持っていない。しかし、長崎県議会（文教委員会）対策に必要であるから（疎甲２２０）という債務者大学の説明を信じ、求めに応じて法務省入国管理局に「出帰国記録調査書」の開示請求を行って入手した個人情報を提供した」、というものであった。

なお、大学に提供した「出帰国記録調査書」に出国日と帰国日に曜日などを走り書きしたのは年月日の確認を行ったときのものと思われるが、後日に勤務の振り替えが問題にされるということなど債権者はもちろん債務者すら（債務者の言う第９回調査委員会まで）認識がないこの時期に、「手書き部分（出国日，帰国日の曜日）は，債権者自らが記入したものであるが，これは債権者が，自身の中国渡航が本学の勤務を要する日であったか否かを確認するために記入したものであり，債権者が土・日以外（の本学の勤務時間中）にバイオラボ業務に従事することが，兼業従事許可に違反することを認識していた証左に他ならない。」などという主張は笑止である。債務者の言うように、債権者が「兼業従事許可に違反することを認識していた」、のならば、個人情報の開示として請求しなければ入手できない「出帰国記録調査書」をわざわざ債権者自身が取り寄せて債務者大学に渡すことなどないことは子供でも分かる理屈である。あくまでも債務者大学が議会対策に必要であるから、という要請の言葉を信頼して提供したものである。

⑵　平成２１年４月上旬頃～平成２１年７月１７日（金）までの間に、債務者職員と債権者の面談において交わされた話の内容

平成２０年度における債務者大学と債権者とのやり取りについて、実際の経緯を説明する。上述したごとく、会社の破産管財人弁護士より債権者と同伴ならば破産管財人の事務所にて可能な範囲で会社の書類を大学関係者が見ることはできると返事をもらっていたことから、債務者大学の求めに応じて破産管財人弁護士事務所において債務者大学事務員２名に対して管財人より

開示された全会社資料の説明を行った。この時、債務者大学事務員２名は数行のメモを取っただけで、事務所を後にした。その後、勤務状況について記録等の提出をお願いするとの文書（乙７、８、１７）が債務者大学より債権者に送られてきたことから、乙１５、１６、１８に示すように、債権者は代理人弁護士と相談しながらできるだけ丁寧かつ適法に対応してきた。

５　職務命令の不存在

債権者と平成２０年度の債務者大学執行部とに存在した信頼関係が、平成２１年４月に人事が一新された（理事長、事務局長、総務課長が一新）ことで、債務者大学現執行部との間では存在しなくなったことは認める。「途中から」というあいまいな時期ではなく、平成２１年４月からである。

債務者大学が主張するように教員の労働管理を時間管理で行っていたとするなら、債権者が「兼業の実態を明らかにする義務があった」のではなく、債務者に労働時間の適法な管理義務があったのであり、債権者に「自発的に明らかにすべきであった」と強要すること自体が労働基準法を犯すものである。

平成２０年度に、債権者が自ら義務のない過去の勤務時間記録を債務者大学とともに調査していたのは、当時の大学執行部が議員の政治的思惑に迎合することなく労働問題に適法に対処してくれるだろうとの信頼があったからである。平成２１年度に一新された債務者大学現執行部からの債権者の勤務状況について記録等の提出をお願いするとの文書（乙７、８、１７）に対しても、乙１５、１６、１８に示すように、債権者は代理人弁護士と相談しながらできるだけ丁寧かつ適法に対応してきた。しかしながら、債権者の法に則った指摘や質問には何ら答えることなく根拠の無い調査委員会を設置して形ばかりの懲戒手続を踏もうとする現大学執行部の姿勢に信頼を置くことができなくなったのである。その現れが、前述の「出帰国記録調査書」の一件である。債務者大学は当初は議会対策などと言っていたが、結局県庁からの出向組の現執行部

は、債権者を裏切ってでも県会議員の意向に沿うような行動しかできなかったのである。

第５　その他間接事実

１　バイオラボ社のロゴ

債務者は、県立長崎シーボルト大学のロゴのファイルを債権者に提供した債務者職員はおらず、「当該ロゴは，平成１３年４月からは大学の公式ホームページ上に画像を掲載しており，本学関係者のみならず，誰でも自由に取得ができる状態にあった。」と主張するが、まったく事実と異なる。およそホームページというものは閲覧者が軽快に操作できるように、また、著作権保護の観点からも画像データが圧縮されて掲載されている。ホームページに掲載された画像データを取得しても、それを他の印刷用データとして利用することなどできないことは常識である。債務者大学のホームページに掲載されている大学ロゴの画像ファイルでもっともキレイなファイルを疎甲２２１の１、２ に示すが、これで分かるように細部の画像はぼやけている。バイオラボ社のロゴを作成した当時に印刷業者から受けた説明では、「印刷用データとして加工するためにはホームページのデータなどは使い物にならず、印刷業界でスタンダードとなっているAdobe社のIlustratorというグラフィックソフトウェアを使わなければならない。大学のロゴをベースに会社のロゴを作りたいということであれば似たように作成できないこともないが、シーボルト大学ロゴの曲線は複雑なのでまったく同じものを作ることはできない。また、著作権の問題もあり印刷会社が大学ロゴを勝手に作ることはできない。大学のロゴをベースにしたいならば大学の所有する元データを頂くしかない。」ということだった。そこで、大学に著作権の問題も含めて相談したところ、大学ロゴをベースにすることに問題は無いとの法人理事の返事とともに大学所蔵のAdobe Ilustrator 画像ファ

イルの提供を大学事務より受け（疎甲２２２、データを提出することも可能である）、この元データを印刷業者に渡して会社のロゴを作成してもらったのである。そのため、会社ロゴと大学ロゴの基本画像は寸分違わずに同じものである。印刷会社がロゴを加工作成した後、数種類の圧縮版画像ファイル（Adobe Ilustrator 画像ファイルではない汎用のファイル）を印刷会社から受け取り、バイオラボ社のホームページなどにはこの圧縮ファイルを使用していた。バイオラボ社はAdobe社のIlustratorというグラフィックソフトウェアなどはもちろん所有しておらず、そのようなソフトウェアを使える社員もいなかったので、Adobe Ilustrator 画像ファイルの会社ロゴは社内に保管・管理ができず、必要な時にはその都度印刷会社に依頼していた。バイオラボ社に保存されていた債務者大学ロゴの画像ファイルの情報は資料Fに示すとおり、Adobe Ilustratorのバージョン8.0.1 で作成されたものである。

2　債権者代理人への懲戒処分書の手交

従前主張のとおり、多くの法律事務所と同じく債権者代理人事務所においても打合せ中に打合せを中断してまで、来客に対応することは通常はしない。アポイントをとって訪問するということは、社会人としてのマナーであり常識である。アポイントなしの訪問者に弁護士が打合せを中断して対応するのは他の訪問者等に迷惑を掛けるような訪問者が訪れた場合か極めて緊急性の高い事件の場合ぐらいである。このことからも如何に非常識極まりない横暴な行為であったかが容易に推認できる。

債権者代理人は直後に刑事裁判を控え重要な打合せをしており、時間がない状況であったので、そのような非常識な行動を採る人間にその場で異議を述べても意味がないことを即座に察知し無駄な時間を費やすことをしなかったまでである。

3　債権査定申立事件（乙３４）

破産管財人が破産手続を進める上で必要最小限の主張をした上記事件と本件では、主張も争点も異なるのであるから、何ら意味がない。

以上